

広島県告示第五百八十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和三年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	広 島 心 臓 血 管 病 院
所 在 地	広島市安佐南区西原七丁目 八番三八号
効力を有する期限	令和六年六月九日
備 考	新規